正金銀行記

時事新報

近來横濱正金銀行の株主中に臨時總會を請求せんとする者あれば銀行にても大に行務を整理し貸付金なども都て一時に處分するとて既に出訴に及びたる向きもあるよし臨時總會は貸付金に關するのみに非ずして偶然にも其處分云々の談に出でたるは事偶然に似て自から偶然ならざるの意味もあるが如し凡そ是等の事情を詳にせんとするには銀行の創立より今日に至るまでの歷史を尋ねて其歷史の裡面を讀むにあらざれば叶はぬ事なれば我輩が年來目擊し耳聞したる處たけの由來事情を世に公にするは經濟社會の爲めに無益ならざる可し

抑も正金銀行は明治十二年今の大隈伯が大藏卿たりし時の設計にして當時外國の貿易も次第に進步の折柄、その貿易根本の地に日本の銀行なくして外國人にのみに依賴するは不都合なり不利益なりと云ふ所より內國人にして眞實に金力ある者のみを會して一大銀行を開かんとて竊に之を懇意の人に語り傳へ又傳へて富商大家の向きに謀りしに何れも其事の要用にして且利益もある可きを知りて內々これに應ずる者少なからず左ればいよ／＼發表して發起の事に當るには其人なかる可らず誰れか適當の人物ならんと云ふに中村道太氏こそ兼て理財の才に富みて經驗に乏しからざれば斷語め此人ならんとて一切の事を中村氏に托し夫れより氏は八方に周旋奔走して都鄙の資力家に說き漸くして二百萬圓の資本を得たり從來の事例に徵するに銀行その他の會社を設立する者は其初に於て兎も角も事の成功を急ぐが爲め動もすれば株主の姓名のみを記して實際の入金を怠り所謂空株を交へて帳簿の表を作ることなきに非ざれども正金銀行の株を募るには專ら人の實力に依賴せしが故に二百萬圓は即時實際の二百萬圓にして曾つて空株などの沙汰を聞かず又この民間募集の二百萬圓の外に政府の加入百萬圓を以てして明治十二年の冬發起の時より十三年二月開業に至るまで僅に三四箇月にして資本銀貨三百萬圓の一大銀行を出現したるは成効の速なるものと云ふ可し且その株主は右の如く實際に資力あり信用ある人のみなれば募集は難きに似て却て難からず隨て無益に創業の爲に金を費すこともなく相談の爲めにとて一盃の酒を飲まず一席の宴を張らず凡そ世間に會社多しと雖も創業の費用最も少なく周旋曾て曖昧の沙汰を聞かずして能く大事を成したるは正金銀行の右に出るものなし是亦該行の特色として誇る可き所にして其事實は今日舊帳簿を見ても分明なる可し

銀行の基本の堅固なること斯の如くにして創立の上、頭取には中村道太氏副頭取には小泉信吉氏支配人には小野光景氏にて事務を執り行運次第に繁盛の折柄、明治十四年十月政府の內閣に變動を生じ大隈氏が辭表を呈して松方氏が之に代ることゝ爲り其餘勢忽ち正金銀行に波及して無限の紛紜を引起し日本固有の筆法とは云ひながら爰に政變あれば隨て商變を釀し又隨て人の幸不幸と爲り政事も商賣も官吏も人民も殆んど區別なきに至るこそ是非なき次第なれ從前頭取の中村は銀行創立のとき既に大隈氏の爲めに擧げられて一切の事に任し開業の後も銀行と政府との關係に付き大事は頭取より直に大藏卿に具申して其內意を察するの慣行にして此點より見れば正金銀行は大隈銀行にてありしものを今度は之を改めて松方銀行の資格に組織せざる可らず誠に無益の事にして小兒の戲に似たれども日本社會にては大人にして往々小兒の戲を學ぶ者少なからず或は當局の松方に於ては左程の念慮なきにもせよ四方八方より銀行の邊に蝟集する群兒が當局者の意を迎へて事を構成するの情もある可し兎に角に大隈が政府を去れば隱れもなき現政府の政敵なり其政敵の信任を受けたる中村とあれば之を今日現政府の手に屬する銀行の頭取として捨置くは不都合なりとて乃ち中村氏の攻擊に着手し扨行の內部に立入り細々調査して表面より攻むれば攻む可きもの甚だ少なからず或は頭取の儕する所にて其貸金に延滯したるものもあらん或は曾て其筋の內意に由り餘儀なく何々會社又は何々改良何々起業の爲めに貸して返らざるものもあらん是れも反則なり夫れも越權なりとて一々之れを枚擧して銀行正面の成規に照らし都て頭取の落度として其情を問はず其一例を擧れば當時銀行の政略として株劵の價を維持するが爲めにとて竊に銀行の資本を以て株劵を買入れ其記名に假に中村道太と記しありければ攻擊者は之を見て銀行が自から株を買ふは禁制なり苟も中村の姓名ある限りは中村の私有なり然るに現在の市場にて株の價は九十何圓にして中村が株を買ふために銀行の金を用ひたるは九十何圓の割合よりも多し故に株は中村の私有にして其用ひたる金は中村が私の負債なりとて中村氏は銀行に對して何十萬圓の負債者となりしことあり又その頃攻擊者の宣言する所にては中村の頭取中に銀行に穴を明けて貸倒れと爲りたるもの百二十何萬圓にして皆無に屬すと云ふを聞き或人がいよ／＼百二十何萬圓の損亡と斷念したらば其償金を三十萬圓にて賣り給はずや皆無と斷念したる處に四分の一を得たらば滿足なる可し拙者は即金にて之を引受けんと戲れしに三十萬にては賣り難しと答へ次第にせり上げて遂に六十萬圓七八十萬圓と直を付けたれども賣るとも答へざりしとの奇談あり以て當時の事情を察するに足る可し結局政海一時の波瀾を銀行に及ぼし其浮沈を共にしたることにして迚も道理など論ず可き場合に非ず左るにても腕力を以て頭取を放逐す可きにあらざれば波瀾稍や閑なるときに銀行の內部より內談の沙汰と爲り何分にも中村が頭取の椅子に在らん限りは正金銀行は政府に對して敵の地位に立つの姿にて迚も行運は覺束なし之に反して穩に頭取の交代あれば自今政府は特別の保護を與へて非常の利益ある可し此一義は慥にして間違なし銀行の運命は單に一私人の進退如何に係るとの言を聞き中村氏も今は猶豫す可き場合にあらず左樣の譯けならば身を引く可し但し引く者は自分一人にして他の役員は共にす可らずと其邊の約束も異議なく整ひし上にていよ／＼頭取の職を辭したるは明治十五年六月の事なり左れば氏が辭職の原因は專ら政府の政變より波及したることにして其波瀾の際に樣々に頭取の落度を云へば云ふ可きもの甚だ多く又事實に於て必ず多少の落度もありしことならんと雖も之を要するに其罪は以て創業の頭取を退くるに足らざるや固より論を俟たず當時世間に少しく心ある人々は此奇變を見て竊に政海の兒戲を笑ふのみなりき

既に中村の辭職を見屆けたる上は銀行の內部復た心に關する者なく正金銀行は大隈銀行の色を脫して純然たる松方銀行と爲り行と政府との間柄も釋然として互に挾む所なければ是れより更らに保護の道を開き殊恩特典の限りを盡して枚擧に遑あらず例へば正金銀行は名義の如く一切の計算を銀貨にしたるものを明治十六年の頃大藏省に請願して紙幣に立直し百四十萬圓の銀貨を一圓三十何錢（當時の市價は之より凡十錢計り低し）の割合を以て政府に賣り又銀行所有の金札引換公債證書凡そ八十萬圓を百圓の相場にて政府に賣り政府より七分利付金祿公債證凡そ百七十萬圓を實價七十何圓の相場にて申受け爾後明治十八年に至り銀紙同價と爲りし上に爾後七十何圓の公債證書は上々遂に百圓の價に達し其往くと返ると兩樣の間に銀行は坐して莫大の利益を得たることあり又曩きに中村氏の進退紛紜の際に株主の或る部分の人々は其紛紜の面倒なるに堪へず此處は寧ろ平穩鎖店こそ利益なれ又愉快なれとて此論を主張する一類の所有株凡そ七千株もありければ政府の筋にては大に之を憂へ何とか此一類を慰るの方法もがなと云ふ中に漸く內談の沙汰と爲り當時株劵の價凡そ九十二圓なりしものを右の七千株をば百十五圓にて其筋に買取り穩に局を結んで閉店の議も止みたりしが其後正金銀行は政府の邊より彼の一時買取りの株を一株百六圓にて讓受け（當時の市價は百十五圓）株の價の次第に昇騰するに從て銀行の會計に大利を得たるのみならず其時代の役員等も分に應じて幾株づゝの配分賣渡しに預り臨時に潤澤したることありと云ふ又外國爲替の業務次第に擴張するに從ひ之に對する政府の保護は非常の寬典にして凡そ一千萬圓內外の資本金は無利足にて政府より貸渡され外國爲替の營業薄利なるも一年の所得を積れば甚だ少なからず銀行の資本僅に四百五十萬圓（新株を募りて後）に對し內外の利益を合して百二三十萬圓の所得を見たることあり實に世の中に比類もなき奇相なりとて當時稍や物論を招きたるは人の記憶する所なる可し畢竟積金も次第に增加したるが爲めなりとは雖も其積金の由て生ずる所の本源を尋れば銀行が辛苦して細々積みたるものは少なく單に政府の殊恩特典に浴したる僥倖ならざるはなし之を要するに今日正金銀行の盛大は銀行本色の營業に由るに非ずして寬仁大度なる無盡藏より流出したるものと云ふも可なり斯く行運の繁昌を極めたるは明治十九年二十年の際にして其頃は恰も紙幣急縮の影響に由り米價は下落して各地方の慘狀甚だしく年豐にして萬民餓るの奇相を呈したる其一方に獨り橫濱の正金銀行のみが得々として百何十萬圓の利を得たるにぞ當時或る老人が之を聞き百二十萬圓の金を以て一俵二圓の米を買へば正米六十萬俵を得べし封建時代十八大名の歲入も之に及ばざるもの多し即ち大藩五六十萬石の高にして此高を日本國民中の最小部分なる銀行の株主に占めらるゝとは國財集散の宜きを得たるものに非ずとて竊に愚痴を鳴らしたることあり亦以て時事の一班を窺ふに足る可し

銀行營業の有樣は右の如くにして爰にその內部の事情を尋れば當初中村道太氏が頭取の職を辭するときに引く者は自分一人にして他の役員は特に行務に就て過失あらざれば之を逐ふこと勿かる可しとの約束にて爾來幸にして役員中に是れと名く可き過失なきのみか創業以來次第に事に熟練して職務を怠らず取締頭取支配人は時として政府又は株主の意見次第にて新陳交代することあれども以下の重立たる役員は恰も事務官の資格を以て曾て地位を替へず即ち十餘年前中村時代の局長は今日も尙ほ局長にして唯隨時に頭取支配人の命令に服するのみ至極穩なる次第にて多年風波もなかりしかども爰に人心の裡面に云ふ可らざる無限の意味を含蓄する其裡面を觀して吟味すれば面白き事こそあれ其大概を語らんに素と中村氏の銀行より身を引くや事實餘儀なき政海の事情に迫られたるまでにて心の底に愧る所なきは自分は勿論世人も共に竊に許す所にして退身後銀行を見れば滿堂皆知人のみ、既に心に愧ることなくして知己朋友の在るあれば要用の爲めに銀行に出入するのみならず常に諸役員と交りて遊戲談笑の交情當時に異ならず又その談笑の間に自然に銀行內部の事情をも聞き營業上の秘密にあらざるの外は情を知らざるはなし然るに十餘年の其間に頭取は幾回か更迭して新に首長の椅子に就き鵠の巢に鳩の居る有樣なれば假令へ機敏の人才にても當分は事に慣れず顧みて諸役員を見れば銀行創立以來の者のみにして業務の外に他念なく恰も銀行を以て家と爲す程の次第なれば新頭取の身を以て考ふれば一喜一憂、役員等が活潑に運動して速に事を處するは喜ぶ可きなれども或は其活潑迅速の餘りに命令一途に出でずして綱紀不取締の弊はなかる可きや、重役の身重からずして尾大振はざるの譏はなかる可きやと是等を思へば自から亦心配なきを得ず又諸役員の方にても固より時の重役の命を奉して其旨に從ふは無論なれども其身は正しく銀行と共に誕生して行內に成長し地位の堅固なるは行の實子の如くに思込み時としては行父たる頭取に事ふることも謹愼ならず所謂新主人舊家老の故事を演じたることもあらん又或は壯年の血氣に囊中の錐あるを以てして時としては分外に財を散し又君子の品行を誤りたることもあらん何れも之を傍觀して安からざる所のものなり故に雙方の心事は固より公明正大にして其素質を吟味すれば男子たるに相違なしと雖も男子の腦裡微妙の邊に時として婦人の猜疑心を包藏するは人の賢愚に論なく今の文明の程度に免かる可らざる所なれば正金銀行の裡面に常に猜疑雲霧の鬱するものあるも自然の勢にして此雲霧發しては密談と爲り、計略と爲り、人の愛憎と爲り、應援の相談と爲り、癇癪と爲り、誹謗と爲り、辭儀の行違と爲り、意味の誤解と爲り、行掛りの意地と爲り、斷然の處置と爲り、遂には本來の目的を外にして枝葉の爭と爲り雙方の實に益する所なくして君子の名に損することなきに非ず我輩の云ふ小兒の戲とは是れ此の事なり前期の定式總會に行の重役が利益配分の割合を低くせんと發言せしに株主は意見を異にして遂に之を高くし其高きを主張したる株主の中には例の舊家老輩もあり又この輩より他の株主へ氣脈を通したることもありと云ひ口に之を明言せざれども全體今度の一事に拘はらず尾大不振は本行の宿弊ありとて夫れ是れの意味因緣よりして所謂斷然の處置に出で不意に諸役員に免職を命じて一時に耳目を驚かし引續いて近日の臨時總會論を發し又隨て貸付金催促の出訴と爲りたるが如き事情止むを得ざることとは申しながら如何にしても人事の平穩なるものに非ず等しく目的を達するにも其方便には自から樣々の別ある可きに獨り劇しき斷然の處置とは少しく遺憾なきを得ず左れば其後の臨時總會論とて假令へ其論旨は正當にして眞實に株主多數の所望ありと云ふも世人の見る所、又銀行員の察する所にて免職者の一類が樣々に計略を運らして間接の復讐を謀るものなりと認めらるゝも辨解に苦しむことならん又銀行が中村氏に向て貸金を催促するは尋常一樣行務整理の爲めなりと宣言するも氏の借用金なるものは兼て所有の株劵を銀行に差入れ置き之を見合ひに現金を借用したることにして其返濟方に付ては先年氏より申出したることもあり其時の重役と相談して先づ其まゝに差置き利子とても別段に納るにあらず唯毎期の配當金を利子の姿にして銀行に受取り數年一日の如く何事もなかりしものを今日に至り俄に貸付金を處分するとて公けの沙汰に及ぶとは何か意味あることあり內實は唯中村を困らせて見るの策ならんと云はるゝも是亦辨解に苦しむことならん何れも銀行の本色たる損益の談を離れて理窟の爭論たるが如し誠に不味千萬なる次第なれば差向き右の臨時總會論なり又貸金の催促論なり雙方の當局者に於て能く事の由て來りし本源に溯り再思三思して人情世界の緩急を悟り其事の果して名利の爲めに無益なるを發明せんこと吾輩の冀望する所なり如何となれば事の表面を見れば何れも道理あらざるはなし銀行の利益の爲めに株主の多數が臨時に總會を開くと云ひ銀行より貸したる金を時の理事者が其返濟を促すと云へば雙方共に正當なる申分なれども其口に言ふ所は必ずしも心に思ふ所の目的に非ず俗に云ふ奧を包して復讐するの技を演じ互に他の弱點に乘じて之を困却せしむるものにして大人の事にあらざればなり

前來縷陳したる次第なれば吾々は目下表面に現はれたる總會請求の利害を云はず貸金催促の理非を云はず唯雙方の當局者が心を靜にして互に調和し以て有名なる大銀行の體面を維持して株主の利を謀ると共に公共の便を達せんことを祈るのみ總會請求者の言ふ所を聞けば此總會の企は右に云へる斷然改革の以前に始まり內實は現任銀行員と相談の上にて目論見しことなれば今日に至りて其銀行員が之を忌むの理なしと云ふと雖も一方より事の內情を推察すれば現銀行員も其相談の時までは總會の要用を感じたれども爾後自分にて考へたることもあらん、人に忠告せられたることもあらん、應援せんと云ふ者あれば至極尤もなりとて贊成する者もありて爰に始めて斷然の說を執り扨斷然と決したる上は約束の應援もあることにて今は臨時總會も先づ以て不要の姿になりしこともあらん人事繁多の世の中に隨分ある可きことなれば必ずしも深く咎るに足らず唯その斷然のときに何分にも人情として曩きの相談人なる中村氏を始め其外の向きへ斯くと告る譯けに參らずして遂に今日の紛紜に立至りしのみ故に彼の免職者の身と爲りて考ふれば所謂熱湯を吞ませられたるものにして不平に堪へず其熱心奔走して苟も他の疵を窺はんとするは人情にある可きことにして是亦深く咎るに足らず職務上の過失とあれば餘儀なき次第なれども此度の免職は左ることにあらず政治上に喩へて云へば恰も國事犯の如きものなれば聊か酌量する所ありて然る可きことあり虛心平氣に考ふれば銀行の目的は單に利益の一點に在るのみにして此の點に於ては株主も役員も誰れ彼れに論なく都て一致せざるを得ず然るに正金銀行は近來漸く政府の保護を止められて復た昔年の殊恩に浴するを得ず之に加ふるに世間商况の不景氣と共に株劵の價も大に下落し之が爲めに株主等は特に怨む可き相手はなけれども心中常に樂しまずして動もすれば

不平を鳴らす者少なからず其趣を喩へば豊年に人氣和して凶年に怨言喧しきが如し即ち昨今紛紜の苦情も都ての細目を掃ふて之を一括すれば事の原因は株の下落に在りと云ふも可なり左れば今の株の運命を維持して其位を進めんとするには世人の銀行に對する信用を厚くせざる可らず其信用を厚くせんとするには株主の全員相和して先づ其撰出したる所の役員に信を置かざる可らず役員が株主の信任を得て隨て世人をして信せしめんとするには自から重んじて苟も輕卒の擧動ある可らず株主も亦既に一度び役員に任じたる限りは人間の禮儀を外にしても自利の爲めに之を保護するこそ智者の事なれ他を信ずるも信せらるゝも共に是れ銀行の本色たる利益の爲めなれば我輩は飽くまでも雙方の調和を勸告して其自利の發念を促がし行逆次第に盛にして今日の紛紜を一場の夢に附し去らんことを祈る者なり

雜報

○正誤　左の通り申來りたれば前報を取消す
去九日時事新報第三千四十五號雜報皇太子殿下の御遊と題する項中「本縣にては御駐在所及道路の修繕等に付夫々準備中なるが多藝上石津郡長高木貞正氏は此程出縣し知事に面謁の上種々打合を爲し云々養老公園を始め岐阜市にても金華山其他の勝地には特に修繕を加ふるなどの說あり」云々と記載あれども右は事實無根に付正誤可有之候也
明治廿四年六月十一日　岐阜縣警察部
時事新報編輯人石川半次郎殿

○遞信省會計檢査の報告　會計檢査院の深井檢査官及び屬數名遞信省に出張し巨細に取調べたる檢査の結果は未だ報告の運びに至らず從て其報告を土臺に檢査官の合議會を開くこと能はず現に件の出張官は昨今も御居殘りて報告書の調製に從事し居る有樣なりといふ

○世界博覽會代表委員　明治廿六年五月一日より米國イリノア州シカゴ府に開設するコロンブス世界博覽會事務長はグースタヴアス　ガワールド氏を委員に任じ日本に於て該會を代表せしむる旨米國の其筋より日本政府へ通知ありたるよし昨日の官報に見ゆ

○全國酒家大會　去る十日午前十一時名古屋市役所議事堂に於て開會せる同會は豫期の如く始東京、大坂、京都、兵庫、新潟、岐阜、三重、愛知、滋賀、長野、山梨、石川、茨城、栃木、埼玉、群馬、千葉、神奈川、富山、嶋根、鳥取、廣嶋、山口、岡山、德嶋、愛媛、高知、福岡、佐賀、靜岡、奈良、香川、大分、宮城、福嶋の三府、三十二縣の同業者百五十餘名にして該會準備委員の一人今中忠氏(三重縣)先づ開會の大旨を演述し次で正副會長の撰擧を行ひしに會長には五十六票の多數を以て渡邊徹氏(兵庫縣)副會長には同多數を以て小堀貞吉氏(栃木縣)當撰し引續いて午後二時十分會議に移りしが此際滿場會員の議決權資格に就て種々の議論沸騰せしも結局豫て準備委員の定めたる如く凡て同會の會議に於ては或る團體の代表者として出席せる者のみ議決の權を有するを得一己人の資格にて出席せる者は唯發言權のみを許すことゝありしが當日は只議案の質問會を開き右說明委員として今中忠、小堀貞吉、武尚豊太(兵庫縣)の三氏より各員の質疑に答へ終て閉會したるは午後四時なりしが翌十一日の午後三時よりは同市榮町秋琴樓に於て一大懇親會を開く筈に決せり當日同會の開會を祝せんとて各地より發したる電報は十五通あり又た各地同業者の傍聽したるもの殆んど五十有餘名に及び頗ぶる盛況なりき翌十一日に至り午前九時開會列席者百六十六名にして議案第一號乃至第六號の一次會は異議なく原案を可とし次に第一號第一項(現行酒税率の輕減)の第二次會に付き兵庫縣の大熊新三郎氏は諸見酒課税を主張し愛知の永井仙十氏は清酒模造酒等とも悉皆一圓の減税說を持し茨城の宮川作藏、東京の荒木重治の兩氏等此說を贊成し尚ほ一二の動議ありしも結局採決に至り諸見酒課税の說は消滅し永井氏の清酒第一乃至第三類共各一圓の減税說は總員百四十に對する百一の多數を以て可決し次に同號第二項(自家用料酒の取締)に付きて愛媛の堀內熊太郎氏は自家用料酒全廢の說を主張し同縣の牧野楳三郎氏之を贊成し千葉の岩淵武司氏は一石に付二圓の課税とし濁酒釀造に限る事の請願を爲さんと說き茨城の宮川氏之を贊成し滋賀の小澤氏は之を三圓課税に修正し東京の荒木氏之を贊成し其他一二の修正說出しが採決に至り原案說最多數にて可決し午後二時三十分一旦休憩引續き會議を開き終て同四時豫期の如く秋琴樓に於て大懇親會を開き頗る盛會なりしと云へり

○耳病者の心得　凡そ人身の病も多きが中に邦人に輕んぜられてあれがために毒を流すこと甚しきものは耳病を以て最となす近年インフルーエンザ又は咽喉病に罹りて病の耳に及びたる人自らこれを曉らずいたづらに腦病ならんなど臆測してそのまゝに打過ぎ遂に耳聾の痼疾となることあり元來耳を患ふる者は世間に甚だ多くして其數眼病者の上に出づと雖其病めるや眼病とは異ありて一耳に止る間は中には自ら病めるを知らずして病勢漸く進みて聽えずなるか若くは兩耳を併せ病むに至りて初めてこれを知るものありさるから初めて醫師に診斷を請ふ病者にて其發病の期は遠く數年前にあるもの少からずと云ふ然れども此は獨り病人のみの懈にあらず耳科は歐洲にては早くより開けて大學には專科の教授あり世間には專科の醫ありてこれを研究して止ずトロルツ、トムベユ等出でゝ此五十年が間に耳科は長足の進步をなしたり從て彼の地の人々は耳の養生に通じたりと雖も我邦にては然らず大學には未だ專科の教授あらず世間には專科の醫なし世人のこれを知らざるも據なき次第なりさて耳病の性は如何にといふに甚だ懼るべきものにて眼の觀えずなるが如く聽えずなるに止らずして耳の位置の深く腦底に潜みたると耳と腦との間に自ら通路ありてこれより病を腦に傳へ俄に劇症を發して遂に不幸に陷らしむる事あるなり

耳の構造は外耳、中耳、內耳の三部に分れたり耳孔より鼓膜といふ障子までの所を外耳といひて耳廓の採れる音響をばよく調へて鼓膜におくる、鼓膜のあなたに小室あり中耳といひて外の方は即ち鼓膜にて限り內の方は內耳の壁にて限り上の方には薄き骨ありて腦との隔をなし底には小さき孔ありて細き管に連りて咽の上の隅の所に通ず此室には小骨三つありて鼓膜に受けたる音響を內耳に傳ふ、內耳とは中耳に連りて尙は奥にあり蝸牛の殼の如き形したる骨と曲玉の如き形したる骨と膜とより成りて其中に水を湛へ此に聽神經の末のふさの樣にありたるが浮びて中耳の小骨の傳へ來せし音響を聽き識るなり耳の形體は概ね斯の如し而してこれを成せるものを何ぞといふに略他に於けると異ならず外皮、粘膜、軟骨、骨、骨衣、肉、血管、神經等あるのみ故に耳に生ずべき病は此等のものに發すべき總ての病にして其由來を尋ぬれば耳病ありとて特に異なるものにあらずされば其診察法も亦他の病を診すると異ならずして視診、觸診、聽診、機能の診査は此にても必要あるなれ、耳を病める者の多き所以は先づ己れに發する病に止らずして中耳が彼の細き管を以て咽に通ずるが故に咽鼻の病を耳に傳ふることあればありインフルーエンザを病みたる、咽鼻をいためたる又麻疹熱性病に罹りたる者の耳を煩ふはこれがためなり又耳病の數の多きは從來耳漏といひて一つの耳病の如く思ひなしたるものすら本來只だ病の一症候たるに過ぎずしてこれをいたすべき病を數へなば十數類に上るべし

何病に限らず初めに相當の處置を缺けば病は久きに涉りて遂には治療の甲斐なきにいたらん耳病に於て最も其然るを見る且つ耳病を癒さんとせば醫者も病人も一の銘肝すべき事ありそは耐忍の一事なり若し病の久しきに厭きて療治を怠らば決して癒ゆる期なかるべし耳病の療治はこれを要するに消毒法を旨とせる外科的手術にして療治に用ふる水、綿花の末に至るまで孰れも藥入りの品にあらざるはなし然るにかむぜんよりにて膿を採り、動もすれば石鹼水などにて耳を洗ひ、油を注ぐを習ひとすれどもこは誠に危險なることなり試に見よ石鹼水眼に入らば其痛耐へ難くして眼は忽ちに赤くなりぬべし耳にして若し鼓膜の破れたるに石鹼水等を注ぐことあらんか自ら癒ゆべき病もいえずなりて中には劇症に轉じ不幸に陷ることなきにあらず將又耳の中に物出來て腫れ痛み夜も寢られぬことなど出で來べし故に耳を洗はんとせば硼酸といふ藥を溫水に溶して用ひ膿を拭はんとせば硼酸を含める綿花を用ふるを可とす耳病者の常に心得おくべき事は數多しと雖も先づ酒類、煙草を用ひず劇場等に遊び若くは夜をこめて業を執るなど總て逆上すべき事をなさず劇しき運動を避け海水浴場溫泉場に遊ぶはよけれども海に浴し、河に游ぎ、瀧に浴し日に數度溫泉に浴するはいづれも甚だ悪し天氣悪しき折、寒甚しき折、風強き折は外出すべからず止むことを得ざれば硼酸綿花を耳に插みていづべし浴みせし水、髮を洗ひし水の耳に入らぬやう注意すべし斷髮店にて耳毛を剃らせに棒など入れて掃除せしむべからず、小兒の耳に濕疹といひて小さき水疱の影しく發することあり速に醫治を加へざれば漸く耳中に襲ひ入りて重き耳病を醸すことあり、齒痛に用ふる賣藥の中にて耳に注ぎ用ふるものありこれが爲に重き耳病をなすことあり心すべきことなり、耳病を患ふる者は概ね瘰癧質とて體質弱きものなり斯る人は常に牛乳、肝油の類を用て體質を強せざれば耳病は容易にいえぬなり又心得おくべきは平手にて人の耳を打たぬことなり若し打たば鼓膜破れて內部大に損じ甚しきは不幸に陷ることあり、咽鼻を病める者は繼で耳病を發することあらんを慮らざるべからず、耳病既にいえたる者にて聽え尙悪しきには補聽器といひて恰も視力の乏しき者に眼鏡を用ひて觀ることを助くるが如く聽くことを補くる器あり又義眼などの如く鼓膜の闕けたるところに人工鼓膜といふものを嵌むることありいづれも事宜によりて著き効驗ありと知るべしかへすがへすも耳科といふ者は今に迨るまで醫門の繼子のやうに扱はるゝ習なれど亟にこれを興して他の眼科婦人科などゝ伍をなさしめたきことなり因に記す我邦には耳科專門の醫師稀れにして赤十字社病院にある陸軍々醫賀古鶴所氏を除きては餘り他に耳科醫なしと云ふ

○金融緩慢の長續き　金融は去年の暮此のかた打續いての緩慢にて利子の割合も次第々々に下り今頃は銀行集會所の氣配日步二錢と唱ふれど確かなる抵當あれば何處にても一錢七八厘に貸す有樣とはなれり、例年春時には金の融通よく多少緩慢の傾きありて六月頃より製茶に金の需用增し七八月とありて生絲の爲めに繁忙を來すこと常なるが今年も亦此の順序を踏みて行くに止まるべきか、蓋し春には産業沈靜して資本の需用少く自然金融も緩慢となるものなれども本年は既往數年間の會社熱の反動より一般に産業の不振を來し此不振は季節に由りて變移すべきものにあらざれば夏に入りても例年と事變り格別には金融の繁忙を告げざるべし且つ又一方にて遊金に困むと同時に他方にて逼迫に泣くの狀況を現はすを常とし金を持餘すものと金なきに窮するものと並び立つこと洵に奇異の顯象なれども會社株券熱の全く覺めたる今日に在りては亦止むを得ざるものにてこれより徐々に確實なる企業の氣勢を回復して斯く此變態を消滅せしむるに至るものならんと云へり

○敎師招聘の依賴　新潟縣下佐渡國に於ては水産業改良の爲め昨二十三年中右の敎師を其筋へ招聘したるに則ち宮內省御料局技手鏑木余三男氏之に應じて渡嶋し盡力せし所より着々改良進步の効を奏したれば尙本年度も引續き水産傳習所を設置し益々改良增進を企圖する趣きを以て更に敎師招聘の儀を新潟縣知事より此程大日本水産會へ依賴し越せりと

○梁川星巖翁の祭典　去る四月特旨を以て正四位を贈られし故梁川星巖翁終焉の地は京都にして其鄕里は美濃大垣輪中曾根村なれば翁の緣族大垣の田中淸兵衞、金森吉次郎、野村煥等の諸氏發起にて去る七日大垣公園內與俗園に於て追薦大祭典を執行したるが當日の參拜者は東京より金原明善氏西京より小野湖山及翁の嗣子梁川種太郎氏同縣より小崎知事、中嶋裁判所長、參事官佐々木病院長、田中師範學校長其他衆議院議員等無慮三百餘名に達したるよし

○宮崎縣の大火　去る十日午後十一時三十分宮崎縣下南那珂郡油津町加納重作方より出火して全燒百五十戶半燒八戶にして翌十一日午前四時三十分鎭火せり原因は失火の見込にて人畜の死傷なしと同縣よりの電報

○生絲の賊　去る九日の夜橫濱居留地二百九番館ベビール商會の倉庫の屋根を破り屑絲六個を竊取せしものありしを以て居留地警察署にては目下取調中なりと

○業花園の花菖蒲　園は本所中ノ鄕橫川町に在り賞花園と隔たること半町に過ぎず白地に園名を朱書したる旗を竿頭に掲げて招牌に代へたりこの園の花は他の花園の如く一所に見渡すこと出來ざれども却て一種の趣あり中門を入りて直ぐに左り手より細長き花の植込みを見初め夫より小さき土橋を渡り家の西手梅林の間を北に折れ東に向ひ芝山の裏手より池の中嶋に架けたる二橋を西に越し牡丹畑の右手を座敷の前庭に出で又梅林の中を東へ西へ中門際まで一方に花を眺める趣向にて溝池は幅狹き爲め花株は四五列に過ぎざれど前の順路を歩み行けば廣き庭園のことゝて道程の三丁餘もあるべく其間菖蒲花の斷續して昨今六七分咲き出だせり種類は二百の上に出で株數は四千に餘れりされば紫白の縮緬を迂廻して庭面に敷ける觀ありて其間に種々の樹木を植付けたり又同園は單に菖蒲に止まらず梅、五月の牡丹、九月の秋草其他四季の花卉常に[illegible]郊屈指の好散策地たり菖蒲は賞花園と大概同[illegible]頃も亦同じといふ

廣告

●入札拂下廣告

一 二頭牽割母衣馬車　附屬品共
一 二頭牽(二)母衣馬車　同上
一 一頭牽母衣馬車　同上
一 一(二)頭牽母衣馬車　同上
一 一(二)頭牽運送馬車　同上
一 二頭牽前ガラス割母衣馬車　同上
一 一頭馬車牽道具
一 二頭馬車牽道具
一 西洋鞍　附屬品共
右十項
此入札保證金百圓
一 馬　四頭
此入札保證金五圓
右公賣候條望ノ者ハ來ル廿二日ヨリ廿六日マデ當局用度課ニ出頭シ競爭契約手續及現品熟覽ノ上三十日午前第十一時入札保證金相添ヘ入札スベシ
但即時開札
此契約ハ文部省會計局長　久保田讓　擔任
明治廿四年六月十二日
文部省會計局

●雇士ヲ求ム
本會々員ニシテ醫法學士並ニ其他數員案內… 諸職工亦是レニ準ズル會員ニテ身元確實ナル… 正且ツ株ヲ持チ或ハ保證金ヲ差出ス可ク故ニ御雇主ハ速ニ本會ヘ御通報被下度願上
東京市芝區愛宕町二丁目十四番地

●就業…

古洋服買入
御報知次第直に參上仕候
神田區岩本町八番地
丸龜洋服…

國體學演說會　傍聽無料
愛宕町一丁目九番地武藏樓にて
六月十四日午後一時開會

貸家
上等家屋十七圓以下二圓迄大小五月…
町五十四五番地ニアリ望ノ方ハ同所村…
來談ヲ乞

緊急賣家
京橋桶町廿二番地角上等二階…具極堅牢成土藏附家造ヘ銀行…店適當價廉御望ノ方ハ同番地稻葉ヘ御來談ヲ乞

●地面附賣家廣告
地面百六…　建坪五十…　內卅八坪…
京橋區木挽町九丁目一番地
銀行會社商會等ニ適當
右御望之方ハ同町二番地石井支店ヘ御來談ヲ乞

京都ヘ轉住ニ付告別ノ禮ヲ欠
櫻井恒次…

東京學士會院講演　十四日午後時三十分ヨリ
一 租庸調說　續　正員　小中村…
一 水產ノ話　續　正員　田中…
一 富國強兵論　補員　杉…
一 公論是凡論說　補員　三嶋…
右東京美術學校講堂ニテ開演ス聽講券ハ本院ニ…
聽講者心得　但一人一枚ヲ限ル(無料)　男子ハ洋服若クハ袴ヲ着スベシ

○自由黨政談大演說會
來ル十四日(日)正午ヨリ木挽町厚生館ニ於テ開會ス
出席辨士(イロハ順)
石田貫之助　林包明　高橋安爾　曾田愛三郎　山田東次　江口三省　溝口市次郎
板倉中　利光鶴松　高橋庄之助　栗原亮一　福井孝治　新井省吾　鹽田奥造
畑下…　河野…　龍野周…　山田…　小久保…　齋藤…

●醫術開業
醫學士　佐々木
神田今川小路二丁目十六番地
毎日午前第七時ヨリ診察數…